平成25年度

健康保険被扶養者資格確認 "全面調査"を実施いたします。

本年9～10月に、三井住友海上健康保険組合は駿河台ビルに移転することになりました。

保険証記載事項（組合住所等）変更のため、保険証を一斉更新いたします。

更新に伴い、被扶養者となった方が現在も被扶養者の認定基準を満たしているかどうかを確認するために、被扶養者資格確認「全面調査」を実施いたします。

なお、この調査は健康保険法施行規則第50条および厚生労働省からの指導に基づき毎年行っており、今回は保険証更新前の全被扶養者が対象となります。

この調査で認定条件を満たしていると確認できた方だけが、「被扶養者」としての資格を継続できますので、ご留意ください。

調査概要は次のとおりです。

① 実施時期

平成25年7月

② 調査対象者

平成25年6月1日現在、三井住友海上健康保険組合に加入している全被扶養者（任意継続者の被扶養者は除く）。

ただし、本年4月1日以降に認定された被扶養者は除きます。

なお、平成25年4月1日現在20歳以上74歳以下の被扶養者（ご家族）の方は添付証明書類（詳細は健保ＨＰ）が必要です。

③ 調査要領

調査対象となる被扶養者がいる方には、『健康保険被扶養者資格確認調査書』を事業所経由でＷＥＢまたは紙面で配付いたします。

概要は改めてご連絡いたします。

④ 提出期限

調査書配布（ＷＥＢまたは紙面）	7月初旬
事業所人事・総務提出期限	7月25日
健保組合提出期限	8月末日

被保険者の皆様には扶養確認調査書の他、添付書類等を提出していただくことになり、費用負担やお手数をおかけいたしますが、何とぞご理解とご協力をお願いいたします。

＊平成25年度 健康保険被扶養者資格確認調査の詳細は、健保ＨＰに掲載しております。

忘れていませんか？

被扶養者（家族）の異動届の手続き

被扶養者の認定を受けているご家族が、就職や結婚などで新たな健康保険に加入したときには、「**被扶養者（異動）届**」に保険証を添え、各事業所を経由して、健康保険組合に届け出てください。

こんなときは 被扶養者ではなくなります

- お子さんが就職して、新しい就職先の健康保険の被保険者となった
- 娘さんが結婚して、配偶者の被扶養者となった
- 奥様がパートなどの仕事を始め、※被扶養者の範囲を超える収入を得た
- 父母の公的年金額等の増額により、※被扶養者の範囲を超える額となった
- 被扶養者の方が75歳になった

被扶養者の範囲

❶年間収入130万円未満（60歳以上の方または障害のある方は180万円未満）

❷被保険者の年収の２分の１未満であること

❸別居の場合は被保険者からの仕送額（援助額）より少ないこと

ただし、この金額内でも、生計維持が認められない場合もあります。

こんなときは、届出が必要です!!

- 被扶養者に（増・減の）異動があったとき
- 被保険者・被扶養者の氏名（フリガナ）・生年月日・続柄等の変更（訂正）があったとき
- 被保険者証を紛失・き損したとき

平成24年10月実施 被扶養者資格確認調査 結果報告

調査結果

【22歳以上のお子様】

●対象被保険者数	944名	（在籍被保険者数 25,019名）	
●対象被扶養者数	1,090名	●不適格資格喪失被扶養者数	315名
		手続き未済	283名
		収入超過	32名